破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１６１８号
愛知県大府市東新町３丁目11番地　八代山団地２棟308号、従前の住所愛知県大府市長根町２丁目112番地
債務者　近藤耀一こと　近藤　洋一
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０６号
和歌山県岩出市山32番地の１（102号）、前住所和歌山県岩出市吉田50番地の１（402号）
債務者　中谷　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４６号
和歌山市境原９番地、住民票上の住所和歌山市有本408番地５
債務者　谷口　晋一
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４７号
和歌山市藤田47番地26
債務者　大和　知子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４８号
和歌山県岩出市曽屋423番地の12
債務者　木村亜季穂
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５６号
和歌山市野崎273番地　ぷてぃこんふぉーる201号
債務者　**𠮷**山　勝志
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５９号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅3207番地　浅井ビル２Ａ号室
債務者　古川　富一
法定代理人成年後見人　玉置　久義
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６２号
和歌山市北出島168番地　酒井住宅西側、前住所和歌山市有本206番地２　岩田アパート第３号室
債務者　川村　春子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１８９号
岡山県倉敷市中庄403番地３　ニューシティ１―203号室
債務者　髙橋由美子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５９９号
北九州市小倉南区上吉田３丁目５番38―206号
債務者　河津　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６００号
北九州市若松区高須南１丁目１番34号（202）
債務者　横田　浩司
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７７号
北海道北見市常盤町２丁目２番14号　リヴェール１―１号、前住所北海道北見市川東56番地135
債務者　田内　信市
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
北海道根室市敷島町２丁目64番地
債務者　西山　　勉
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第５７６号
埼玉県入間市大字下藤沢1093番地１　ベルメゾン藤沢205
債務者　古屋　梨衣
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２８０号
埼玉県行田市長野２―13―34　グランドハイツＢ棟203、住民票上の住所埼玉県行田市大字持田2466番地９
債務者　佐々木伸子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２８１号
埼玉県深谷市東方3684番地３　レオパレスレビュー101号
債務者　佐々木　聡
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２８６号
埼玉県本庄市本庄３―３―37、住民票上の住所埼玉県本庄市牧西498番地２
債務者　丸岡　信夫
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部